



MANAZURU

議会だよりまなづる

No. **74**

2022年(令和4年)
2月1日発行



三ツ石の初日の出

C 目次 ontents

12月定例会	2～5 P
一般質問	6～7 P
委員会への出席・傍聴	7 P
委員会等報告	8 P
審議結果	9～10 P
町議会と町民との意見交換会	11～13 P

神奈川県真鶴町議会

〒259-0202 神奈川県足柄下郡真鶴町岩244-1
電話0465-68-1131(内線360)
info-center@town-manazuru.jp

発行/真鶴町議会
編集/議会広報特別委員会

ご意見ご感想をお寄せください

12月定例会

11月30日～12月1日
定例会開催

和解及び損害賠償額の決定について
全員賛成

令和3年7月3日に、真鶴町岩地内において発生した土砂の崩落により、損害を与えた事案について和解をし、損害賠償額1,111万5,743円を決定しました。

天野 任意保険の適用を前回検討中でしたが、その説明をお願いします。

財務課長 総合賠償保険に町は加入しています。

保険会社の回答は、今回の自然災害は予想し得ぬことであると。その場合、自己所有のものであると2分の1の保証が適用されますが、他社のものについては想定し得るものではないということです。総合賠償保険の適用にはならないということです。


真鶴町過疎地域持続的発展計画について
賛成多数

黒岩 町の全体的な生活排水処理は、人口減少等の動向を考慮した結果、下水道施設の整備を進めるのか合併処理浄化槽を普及していくのか検討する必要がありますとありますが、でも実際に計画案を見ると、今までのところの下水道整備になつていくのですが、この問題提起というのは、この期間ではやらないということと理解していいのでしょうか。



政策推進課長 計画期間内の現況と問題点というよりも、今の真鶴町として考えなければいけない現況と問題点を記載しています。神奈川県、過疎地域持続的発展方針とも整合を図る必要があります。県のほうから町として考えるべきじゃないかという指摘がありまして、こういった表現にしております。

黒岩 そうすると県からの要請があったということとで、実際の計画の中にはまだ入れてないということですか。

政策推進課長 具体的な計画については、事業計画の期間である令和3年度から令和7年度の5ヶ年で行っていく方針を書いてあります。現況と問題点については、その計画の5年間に限らず問題となる点を書いているので、そういったことが生じているということでご理解ください。

黒岩 問題点として挙げているが、それ自体は問題点として置いとくとい

うことでもいいのですか。

政策推進課長 そのとおりです。

黒岩 ごみの処理の問題に、廃棄物を抑制し適正な分別、収集とありますが、二酸化炭素の排出量を削減することも目標としてあるとすると、もっと分別を細かく分けたいいけないのではないかと、適正な分別というのはどうい

ことを指すのでしょうか。

税務町民課長 ごみ処理の広域化と合わせて検討しているところです。一緒になってやる市・町が分別等も合わせていかなければいけないということもあります。

ただし、真鶴、湯河原は、現在の分別方法で町民の方に御理解いただいて行っているところです。今後、広域化に合わせて、広域の事業の中で検討してまいります。分別を細かくしていく、そういったことはまだ決まっています。検討していきま



うに今後そういった施設を判断されるかと思っています。選択肢の一つとして指定管理もあり得ると理解をいただければと思います。

黒岩 図書館で指定管理制度を導入するという点について、どういう意味合いで、こういう考え方が出てくるのでしょうか。

町長職務代理者 町の公

共施設は自主財源での運営というのは非常に厳しいものになっています。しかし、文化施設というのは教育面でも必須なものであるということは承知しています。この過疎計画の中に位置づけをしておかなく様々な政策を講ずるときに過疎債の対象にはならないということもあります。最終的には新しい町長がどのよ

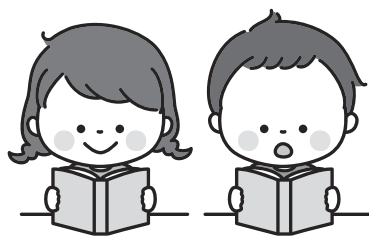
黒岩 この図書館を指定管理にするということについては、やっぱり文化的な面というようにことを考えた場合、ほかの施設の指定管理とは意味合いが違うと思います。そういう点では十分その辺も考慮して、現状の図書館が町民の方に大変喜ばれている、いろいろ活用されていると私も聞いていますので、その辺も含めて検討すべきだと思います。

検討するということはもう一つの選択肢と言えます。選択肢なので、もう織り込み済みというふうな解釈なのか、これはあくまでもこれも一つあるよというふうな意味なのか、ここでもう、ここに入ったらそういう方向に行くのかというふうな意味合いなのか、その辺はもう一回ちょっと確認

質疑応答

12月定例会

したいと思うのですが、いかがでしょうか。
政策推進課長 あくまでも選取肢の一つということで、ご理解ください。



真鶴町選取地域自立促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について
全員賛成

黒岩 旧コミュニティ真鶴を民間への譲渡を検討するとありますが、どういう意味合いで検討するということになったのでしょうか。

政策推進課長 こういったことも考えていく必要があるということで御理解ください。必ず売るという前提ではありません。**黒岩** この場合だけで考えると、この譲渡というのは売りに出すということだという解釈でいいのですよね。

ることも選取肢の一つとして考える必要があるとご理解ください。

全員賛成

黒岩 今度改正されて、500万円以上給付金が少なくなったということ、固定資産税の免除ができるということですが、この500万円以上という形だと、真鶴では対象者も増えるのではないかとこのように思いますが、その辺はいかがでしょう。

黒岩 今度改正されて、500万円以上給付金が少なくなったということ、固定資産税の免除ができるということですが、この500万円以上という形だと、真鶴では対象者も増えるのではないかとこのように思いますが、その辺はいかがでしょう。

黒岩 今度改正されて、500万円以上給付金が少なくなったということ、固定資産税の免除ができるということですが、この500万円以上という形だと、真鶴では対象者も増えるのではないかとこのように思いますが、その辺はいかがでしょう。

税免除の特例は、より受けやすくなるものと考えられます。



真鶴町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
賛成多数

黒岩 真鶴町職員のラスパイレース指数は幾つでしょうか。

総務防災課長 令和2年の4月のものは、91.9となります。

黒岩 91.9ということ、大変低いと思います。人事院勧告が今回下げられた、民間と比べて下げられたといえども、やはり職員の期末手当を下げるといえるのか、なかなかというふうにかえま

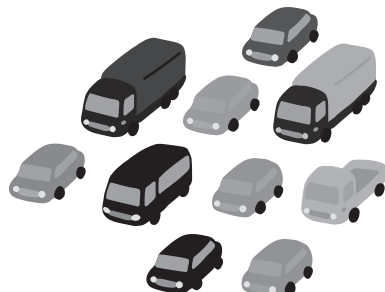
のご意見は職員としては非常にうれしい限りですが、やはり官民格差の是正ということと、近隣の市町村とのバランスを考えて下げることをしました。



真鶴町税条例の一部を改正する条例の制定について
全員賛成

黒岩 グリーン特例の軽自動車の75%削減、それから50%削減、20%削減では、真鶴ではどのぐらいの台数にそれぞれなっているか教えてください。

黒岩 グリーン特例の軽自動車の75%削減、それから50%削減、20%削減では、真鶴ではどのぐらいの台数にそれぞれなっているか教えてください。



のです。営業用貨物については、75%軽減は0台、50%軽減も0台、25%軽減も0台です。こちらは元が3,800円から軽減になっているものです。自家用貨物については、75%軽減は0台、50%軽減も0台、25%軽減が5台です。

令和3年度一般会計補正予算(第5号)
全員賛成

村田 第三者委員会を立ち上げることに、トータルでどのくらいの経費がかかりますか。
総務防災課長 交通費を含めた謝礼の1名3万円の3名5回分を計上しています。会を運営してい

く中で、必要な経費が生じる場合は補正なり、予備費を充用し、対応します。

村田 ナラ枯れについて今回8本対策するというが、町内を見渡すともっとたくさんあります。ナラ枯れしている民有地の補助金は考えていませんか。

産業観光課長 ナラ枯れ対策の費用については、基本的に森林所有者または管理者が実施することが前提となっています。町有地であるものについては補助金が適用されますが、民有地の個人所有の木については所有者に実施していただきます。

村田 他の自治体では民有地に補助金を出しているところもあります。民間で個人がやるには費用もかかるし、ナラ枯れで倒れたら危険であり、枯れ木の撤去をしてもらえらるよう指導するために真鶴町でも補助金を出す必要があるのではないですか。

産業観光課長 政策的な

12月定例会

12月定例会

こともあるため、現時点では予定しておりませんが、必要であれば検討します。



黒岩 役場庁舎のトイレの洋式化工事についてですが、3階トイレは3月議会までに実現しますか。前々から議会にえられる町民の皆さんからの要望がありますので。



黒岩 感染症対策基金積立の活用はコロナ対策の町独自の対策を立てる場合、新町長になったら活用を考えるといいことではないですか。

財務課長 新町長が決まりましたら感染状況を確認して有効な対策を講じていきます。

黒岩 新型コロナウイルススワクチン接種事業ですが、これは3回目のワクチン接種を対象に3年度12月から9月までの間行うということですが、従来と同じように年代別ということで進めていくということでしょうか。

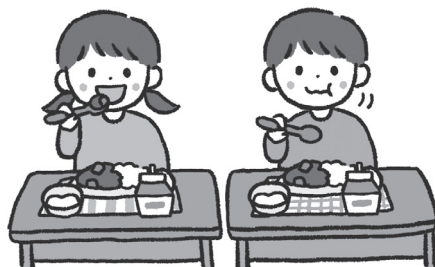
健康長寿課長 3回目の接種においても集団接種ということで、情報センターを会場に想定しています。予約方法についてはアンケート方式で予約日を決定させていただきます。

黒岩 教育施設整備基金積立金は今後の中学校給食をにらんだの積み立て事業ですか。

教育長 中学校給食もイメージしていますが、校舎を新設する場合、60億50億の莫大なお金がかかります。今後のために積立ててほしいと要望しました。

黒岩 中学校給食実施調査の状況はどうなっていますか。

教育課長 中学校給食実施計画調査については9月末まで報告書を作成しました。今後は新町長に相談、確認ののち、議会への報告を行います。



天野 学校事故調査委員会謝礼についてですが、学校でどのような事故が起きたのでしょうか。

教育長 一昨年度におきた目の事件の調査委員会です。

天野 その調査委員会の報告も議会に知らせていただけますか。

教育課長 現在も続いているのでまとまりましたら報告します。

天野 なぜこれほど長くなるのでしょうか。

教育課長 事故後、学校や教育委員会が調査をしています。その内容の調査検証、関係者の聞き取りをしています。コロナの関係もあり少し時間を要しています。



青木 財政調整基金の積立金の原資と財政調整基金の繰入金、併せて予算通過後の財政調整基金の残高はどのくらいになりますか。

ますか。

財務課長 原資は地方交付税、普通交付税が予定より多く入りました。内容は、デジタル社会への推進、高齢者費等が増額したことです。この原資をもって教育施設整備基金、過疎地域への基金、感染症対策基金へ回しました。当初、財政調整基金を取り崩して一般会計へ繰り入れた部分の減額、また今後のことも考え財政調整基金を積み立てました。予算のトータルバランスの中で調整しました。令和3年度末で2億5,000万円です。

木村 新型コロナウイルス接種3回目はいつからやりますか。

健康長寿課長 2月中旬を目途に準備を進めていきます。

木村 この予算は年度をまたぎますか。

健康長寿課長 今回の補正で3月実施分まで計上し、新年度において続いた9月分までの事業分を計上予定です。

令和3年度真鶴魚座・ケープ真鶴特別会計補正予算(第3号)



天野 空調設備改修工事の事ですが、真鶴聖苑と同じような空調設備をつかう選択肢はなかったのでしょうか。

財務課長 あの事業を使う場合は避難所の指定が必要で、ケープ真鶴は指定管理の建物であること、避難所にするには立地的に難しいことから単独としたものです。

事務検査に関する決議について

全員賛成 個人情報流出に関する事項について、地方自治法第98条第1項の規定により事務の調査を行うものとする。

質疑応答

12月定例会



1、検査事項、(1) 選挙管理委員会所管事務等に関する事項、(2) 住民基本台帳事務に関する事項、(3) 庁舎管理等に関する事項、(4) 文書管理等に関する事項、(5) 電子機器の管理等に関する事項。
2、検査方法、(1) 関係書類等の提出を求める、(2) 検査は総務経済常任委員会に付託して行う。
3、検査権限、本会議は1に掲げる事項の検査を行うため、地方自治法第98条第1項の権限を総務経済常任委員会に委任する。
4、検査期限、総務経済常任委員会は、1に掲げる検査が終了するまで閉会中も検査を行うことができる。

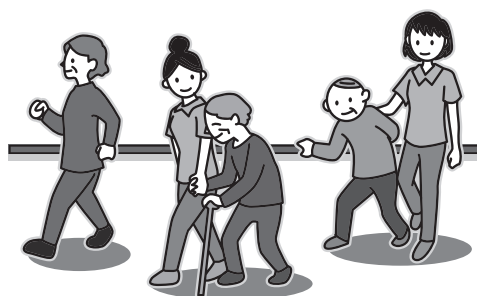
介護施設の人員配置基準等の引き上げのために、国に対し意見書の提出を求める陳情

継続審査

陳情項目

1、特別養護老人ホーム等の人員配置基準を定めた条例を改正し、介護職員及び看護職員の人員配置基準を実態に見合った水準に引き上げること。
2、介護施設の介護職員及び看護職員の人員配置に関する基準省令について、現行の「利用者3人に対して1人以上」を実態に合わせて「利用者2人に対して1人以上」に引き上げること。3、夜間の人員配置の基準となっている「厚生労働大臣が定める夜勤を行う勤務条件に関する基準」を見直し、夜間勤務者の配置水準を引き上げること。
また、一人夜勤は解消すること。4、上記の項目を保障するため、介護報酬の引き上げを行うこと。保険料負担・自治体負担を軽減するために、介護保険財政における国の負担割合を大幅に引き上げること。

令和3年11月30日、本会議に付託されました。11月30日に委員会を開催しました。出席者は委員全員。慎重審議の結果、採択2、趣旨了承1、継続審査5、よって継続審査と決定しました。



最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書の採択を求める陳情

継続審査

要旨

最低賃金の地域間格差をなくし、抜本的に引き上げること、中小企業支援策の拡充を実現するため、国に対して意見書を提出すること。

前陳情と同様に委員会で慎重審議を行い、結果、採択2、趣旨了承1、継続審査5となり、継続審査と決定しました。



陳情・請願の用語

採択…採用すること。
不採択…採用しないこと。
机上配布…付託しないで各委員に資料を配ること。
趣旨了承…請願・陳情に全面的に賛意を示せないが基本的な考え方を了承すること。
継続審査…委員会において継続して審査を続けること。



黒岩 範子
議員

選挙人名簿などの不正コピー流出問題について

問 松本前町長・尾森前選挙管理委員会書記長が引き起こし、町長自身の選挙で使い、3人の議員・元議員に渡したとされる選挙人名簿及び住民基本台帳（一部）のコピー流出問題、2016年の町長選挙にまつわる選挙人名簿のコピー流出問題は明白に、町長・幹部による町政の私物化であり、選挙人名簿などを不正にコピーし、第三者へ渡すことは個人情報ではないがしるにし、選挙の公正性を著しく損なうもので、絶対に許すことはできません。真鶴町政に対する町民の信頼を裏切り、内外に、真鶴町の信用を失墜させたことは重大です。一刻も早く、厳正に、真相究明を行い、

そのうえで、再発防止を明らかにすることが必要です。議会としては100条委員会などの設置が求められています。そこで、町としての対策を伺います。第三者委員会・町職員綱紀審査委員会のそれぞれの目的・構成・役割はなんですか。

答 第三者委員会は不祥事の原因究明・再発防止・原因者の取り扱いなどに関することを目的とし、弁護士一人、大学教授二人を委員として現在就任手続きをしています。町職員綱紀審査委員会は、職員の分限・懲戒事案について調査審議することを目的とし、審査の対象になった職員には11月11日に懲戒免職処分をしています。

問 町として告発はしないのですか。

答 新町長の政治的判断と考えます。

問 町長や一部幹部の町政の私物化、コンプライアンスの希薄さなどの悪習を断ち切るためにどのような対策を行いますか。

答 今回の事件に関与した松本町長も以前には町役場職員であり、コンプライアンスを遵守し事務を執行している町役場職員は今回の事件に非常な嫌悪感を持っています。今回の事件の原因究明、再発防止は第三者委員会で議論していただく予定ですが、職員資質の向上につながる教育をすることが必要であると認識しております。

すか。

答 今回の事件に関与した松本町長も以前には町役場職員であり、コンプライアンスを遵守し事務を執行している町役場職員は今回の事件に非常な嫌悪感を持っています。今回の事件の原因究明、再発防止は第三者委員会

で議論していただく予定ですが、職員資質の向上につながる教育をすることが必要であると認識しております。

問 町民や内外の方々への信頼回復のためにどのような対策を行いますか。

答 信頼回復には、非常に長い時間がかかることと思いますが、職員一人一人の行動、対応、会話、服務を含め一つ一つ丁寧に積み重ねていくことでしか信頼回復はないと考えています。

他にコロナ対策について質問しました。

一般質問



木村 勇
議員

真鶴町役場職員の規範について

問 選挙人名簿不正コピー流出問題で松本一彦前町長は10月26日に記者会見を開き町長職を辞する表明をしたが、会見中、辞職に関し今の今まで会場に入るまでの間に多くの町民の方から連絡をいただいたと発言。同日は午前中に職員に、その後議員への説明があったが記者会見は15時からでありその間には既に町民の多くの方がこの事を知っていたということになります。松本前町長は、どこからどういう情報が発信されて情報を仕入れたかは分かりませんがとも発言しており、職員と議員しか知り得ない情報を町民の多くが知っていたのか、疑問であります。

勤務中に外部に連絡する、外に出て、町民に話すというようなことが真鶴町役場では可能か。

答 可能です。しかし、職務上の情報は個人情報に関するものを含め、たとえ親しい町民でも話すことは禁じられています。

問 町長辞任の話は特に秘密のことではないにせよ、記者会見前に職員が外部に流布しているとしたらそれは問題か。

答 この情報は松本前町長のも個人情報であり、町としても非常に重要な情報であることから、記者会見で公になるまで守秘義務の対象となります。

問 職員が外部にその情報を話しているのであれば職務時間内でありそのような職務上知り得た情報を外部に漏らす時間があったとすれば、その時間は職務放棄となるのか。

答 職員自らが積極的にその情報を外部に話しているのであれば職務時間内を問わず記者会見以前については、それは職務放棄

棄と言わざるを得ません。

問 職員の規範について研修、自浄作用できる取組は行われているか。

答 来庁者への対応、職務中の個人情報を含む会話を含め、行動規範を再度確認するとともに徹底した情報管理をするよう、指示を出しており、改善できることから順次対応しているところです。

問 職員が流布しているという確証はあるか。

答 全職員97名に無記名アンケートを実施し、行政に係らない者に対して伝えたところ、一人もいませんでした。

今回の問題は一部の特定の職員が引き起こした問題と帰結せず、あらゆる角度から問題の解決に取り組んでいただきたい。真鶴町の持つ小さな町の特性、人と人との関係の濃厚さ、距離感は大変魅力的だが、リスクも潜んでいると感じる。この機会を町の未来のために、前向きに改善に取り組んでいただきたい。

今回の問題は一部の特定の職員が引き起こした問題と帰結せず、あらゆる角度から問題の解決に取り組んでいただきたい。真鶴町の持つ小さな町の特性、人と人との関係の濃厚さ、距離感は大変魅力的だが、リスクも潜んでいると感じる。この機会を町の未来のために、前向きに改善に取り組んでいただきたい。



村田 知章
議員

真鶴港の駐車場への夜間開放へ

問 真鶴港臨時無料駐車場は、夜間は、なぜ利用禁止にするのでしょうか？

夜間にも駐車場を開放すれば、路上駐車も減るし、釣り客も夜までいて、夕食を真鶴で食べていってくれば、経済的にもプラスでしょう。

答 夜間に開放することにより、多くの車が押し寄せ防犯上のリスクが高まる懸念があります。安全・安心のため夜間開放はせず、これまでどおりと考えています。

問 夜間開放すると防犯上のリスクが高まるその根拠は？むしろ代替駐車場がないことで路上駐車を引き起こして近隣への迷惑になっていると思いませんか？

答 夜間の防犯上のリスクというのは確認しておりません。神奈川県からの使用許可の条件で常に善良なる管理者の注意をもって維持・保存しなければならぬとあり、港湾管理事務所職員がいる午前9時から午後5時を考慮しています。路上駐車は、警察と協力しながら対応していきたいと考えております。

問 LED街灯の影について LED電球の光は直進性が強いので、街灯のそばにミラーなど障害物があると、写真のようにくっきりと黒い影ができてしまい有効に街灯の光が照らされていません。総チェックを行うかを伺います。

答 一昨年度並みの通常開催日に戻したいと考えています。美術館・博物館の看板は検討してまいります。

問 美術館と博物館の集客力の向上についてと開催日数を従来に戻すのかを伺います。

答 客観的に全町で有効性を判断するのは難しいと考えています。町全体がLED灯の総点検は行わず、個別に相談があった際に、従来どおり対応していきたいと考えています。



一般質問

委員会への出席・傍聴

一般質問

各議員の委員会等への出席・傍聴(令和3年10月～令和3年11月)

※ 1 白枠は出席対象
※ 2 傍聴は自由です。

委員会	開催日数	出・傍	木村 勇	山下亜美	村田知章	黒岩範子	天野雅樹	高橋 敦	田中俊一	海野弘幸	青木 健	岩本克美
議会運営委員会	3	出席		3	3	3	3	3	議長は全ての委員会に出席します	3	1	
		傍聴	3								1	2
総務経済常任委員会	2	出席	2	2	2	2	2	2		2	2	2
		傍聴										
広域行政特別委員会 ※湯河原町真鶴町広域行政推進協議会	2	出席		1	1		2	2		2		
		傍聴										
全員協議会	4	出席	4	4	4	4	4	4		4	4	4
		傍聴										
議会広報特別委員会	2	出席	2	2	2	2	2				1	1
		傍聴										

委員会等報告

総務経済常任委員会

11月17日

石名坂崩落土砂事故に係る「和解及び損害賠償額の決定について」

執行部から報告がありました。

11月30日

①陳情第3号介護施設の人員配置基準等の引き上げのために、国に対し意見書の提出を求める陳情について

②陳情第4号「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書の採択を求める意見書」

の採択を求める陳情書

審議の結果総務経済常任委員会において継続審査となりました。

12月10日

地方自治法第98条第1項の事務検査について協議しました。

12月20日

①地方自治法第98条第1項の事務検査について
②議会報告会について
協議をしました。

委員長 天野雅樹

広域行政特別委員会

11月17日

真鶴町広域行政特別委員会の構成について協議を行いました。

11月25日

真鶴町広域行政特別委員会の構成について協議を行いました。

委員長 海野弘幸

議会運営委員会

11月17日

議長からの諮問事項（議員期末手当、議会基本条例、その他）について協議を行いました。

11月25日

①第6回定例会について
②議会基本条例について
③個人情報漏洩等に関する議会対応について協議を行いました。

11月30日

①12月定例会提出議案について（個人情報漏洩対応）について
②真鶴町議員と町民との意見交換会について協議を行いました。

委員会等報告

12月3日

真鶴町議員と町民との意見交換会について協議を行いました。

12月20日

①真鶴町議会報告会実施要綱の改正について
②真鶴町議会報告会について協議を行いました。

委員長 海野弘幸

議会全員協議会

次の通り報告を受け協議をしました。

11月9日

真鶴町綱紀審査委員会報告について

11月17日

①令和3年第6回議会定例会への提出議案関係（人事院勧告に基づく特別職の給与と職員給与の改正、過疎地域持続的発展計画の策定に伴う課税免除の改正、真鶴町一般会計補正予算）について
②真鶴町過疎地域持続的発展計画（素案）に対するパブリックコメント実施結果について
③真鶴町における地域医療提供体制の強化に関する連携について
④旧採石場跡地測量及び利用計画策定業務委託事業中間報告について
⑤町有土地貸付について「石丁場の埋戻し」

議長 田中俊一



令和3年 12月定例会 審議結果

会期：11月30日～12月1日

議案番号	議 案	採決者数	賛成	反対	議決結果	木村 勇	山下 亜美	村田 知章	黒岩 範子	天野 雅樹	高橋 敦	田中 俊一	海野 弘幸	青木 健	岩本 克美	田中 俊一
発委第5号	議員の辞職勧告決議について	8	8	0	可	○	○	○	○	○	○	○	○	○	徐	
発委第6号	議員の辞職勧告決議について	8	8	0	可	○	○	○	○	○	○	○	○	徐	○	
発委第7号	真鶴町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について	9	9	0	可	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
承認第3号	専決処分の承認を求めることについて（令和3年度真鶴町一般会計補正予算（第4号））	9	9	0	承	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
議案第38号	和解及び損害賠償額の決定について	9	9	0	可	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
議案第39号	真鶴町過疎地域持続的発展計画について	9	8	1	可	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	
議案第40号	真鶴町過疎地域自立促進特別事業基金条例の一部を改正する条例の制定について	9	9	0	可	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
議案第41号	真鶴町過疎地域自立促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について	9	9	0	可	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
議案第42号	真鶴町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について	9	9	0	同	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
発議第3号	真鶴町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例	9	9	0	同	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
議案第43号	真鶴町特別職の職員中非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	9	9	0	可	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
議案第44号	真鶴町常勤特別職職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について	9	9	0	可	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
議案第45号	真鶴町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	9	8	1	可	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	
議案第46号	真鶴町税条例の一部を改正する条例の制定について	9	9	0	可	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
発議第4号	神奈川県議会議員足柄下選挙区に関する要望決議について	9	9	0	可	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
議案第47号	令和3年度真鶴町一般会計補正予算（第5号）	9	9	0	可	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

議長は裁決に加わりません

【採決結果】 ○ = 賛成 × = 反対 退 = 退席 欠 = 欠席（遅刻・早退を含む） 除 = 除斥

【議決結果】 可 = 可決 否 = 否決 承 = 承認 認 = 認定 同 = 同意 報 = 報告 採 = 採択 趣 = 趣旨採択 不 = 不採決

令和3年 12月定例会 審議結果

会期：11月30日～12月1日

議案番号	議 案	採決者数	賛成	反対	議決結果	木村 勇	山下 亜美	村田 知章	黒岩 範子	天野 雅樹	高橋 敦	田中 俊一	海野 弘幸	青木 健	岩本 克美	田中 俊一
議案第48号	令和３年度真鶴町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第２号）	9	9	0	可	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
議案第49号	令和３年度真鶴町下水道事業特別会計補正予算（第２号）	9	9	0	可	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
議案第50号	令和３年度真鶴町真鶴魚座・ケーブ真鶴特別会計補正予算（第３号）	9	9	0	可	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
議案第51号	令和３年度真鶴町介護保険事業特別会計補正予算（第２号）	9	9	0	可	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
議案第52号	令和３年度真鶴町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）	9	9	0	可	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
発委第８号	事務検査に関する決議について	9	9	0	可	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
陳情第３号	介護施設の人員配置基準等の引き上げのために、国に対し意見書の提出を求める陳情	総務経済常任委員会へ付託 継続審査														
陳情第４号	「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書	総務経済常任委員会へ付託 継続審査														

議長は裁決に加わりません

【採決結果】○＝賛成 ×＝反対 退＝退席 欠＝欠席（遅刻・早退を含む） 除＝除斥

【議決結果】可＝可決 否＝否決 承＝承認 認＝認定 同＝同意 報＝報告 採＝採択 趣＝趣旨採択 不＝不採決



町議会と町民との意見交換会

町議会と町民との意見交換会

開催日時 令和3年12月7日(火)18時30分～20時

場所 町民センター3階

講堂

参加者 町民20名(意見交換会開催要望書署名者)、町議会議員10名

開催概要

選挙人名簿抄本のコピー等個人情報流出問題を受け、真鶴町議会は個人情報流出に関する議会の対応と経緯等の説明、議員への質疑を内容とする町民との意見交換会を全議員10人出席のもと開催しました。

冒頭で田中俊一議長が「本日の意見交換会は今回の個人情報流出に関して議会に対し説明会の開催を求める要望書を提出した方を対象とさせていただいた。コロナ禍において人数制限がある中なるべく早く開催するべくこのようなかたちとなった。人数制限や応募多数の際の対応等課題もあるが次回広く募集がかけられるよう検討してまいりたい」とあいさつしました。

が次回広く募集がかけられるよう検討してまいりたい」とあいさつしました。

いく」などと説明しました。

退職勧告決議を町議会でも可決(全員賛成)12月1日 地方自治法第98条第1項「事務検査に関する決議」を町議会でも可決(全員賛成)

うことで署名者を対象なりました。コロナのことも踏まえた上で40人の開催です。

残った1名も賛成をしたので、全員賛成ということとです。

議会広報特別委員会委員長・村田知章議員が経緯を、田中議長が議会対応についてそれぞれ述べ、問題発覚から松本一彦町長の辞職、青木健・岩本克美両議員への辞職勧告決議までの経緯、議会から執行部へ再発防止等対応の申入れ、地方自治法98条に基づく事務検査を行う決議を12月定例会で可決したことなどを時系列で説明しました。

田中議長は今後の議会の取り組みとして、町に對する事務検査を全議員10人で構成する総務経済常任委員会に付託して行うこと、地方自治法が定める検査権、監査請求権の範囲などについて説明した上で、「議会ではまず事務検査を行いその結果、実地調査を行う必要が認められれば監査委員に對し監査請求を行い、その結果を踏まえて100条調査の必要性を検討して

10月25日 選挙人名簿抄本のコピー流出疑惑記事掲載(神奈川新聞)10月26日 松本氏が関与を認め、町長辞職を表明、職員一名の関与発覚10月29日 青木健議員及び岩本克美議員にも提供が発覚

町民 議員も遅い。町民が言わなきゃ今日もやらなかったでしょ。なにが40人だ。中学校の外のグランドでやることだってできる。町民のために真鶴のために仕事しろ。

町民 その時、青木議員、岩本議員は賛成しているということは、悪いことをしたと認めているということですね。

11月4日 松本氏町長辞職、岩本克美議員が議長を辞職、青木健議員が議会運営委員会委員長を辞任

11月5日 岩本克美議員が湯河原町真鶴町衛生組合議会議員を辞職

流出した情報(判明しているもの)
・選挙人抄本(2019年県知事・県議会選挙で使用されたもの)6,600人分
・住民基本台帳 平成31年4月7日～令和3年6月30日分の死亡者一覧表276人、転出者一覧表441人、職権消除者一覧表3人

町民 選挙人名簿流出をアシストしたのが選挙管理委員会事務局というのは本当ですか。選挙管理委員会の責任についてどうお考えですか。

岩本 議会として勧告決議を出しているし、自分たちが決めたことと決していること、辞職勧告に賛成しました。自ら辞職するつもりはないです。

11月9日 議会から執行部へ再発防止等対応の申し入れ

11月11日 関与した職員が懲戒免職

町民 署名を届けに行つた際、このような会を開催してほしくないというような残念な対応でした。町民全員対象に開いてほしいが、署名をした人限定対象という残念な形になりました。

町民 辞職勧告は、対象の二人を抜いて全員賛成ということですか。

町民 名簿はどこにやったのですか。

11月17日 青木健議員が議会運営委員会及び広域特別委員会委員を辞任並びに、湯河原町真鶴町衛生組合議会議員を辞職

11月30日 青木健議員及び岩本克美議員に對する

天野(司会) 2名を別々に分けて行いました。当事者は、議場からは退出することがルールです。

青木 言った言わないになるので、私は畑のどこ

青木 深く真摯に受け止めてはならないと思います。議員として全うしたいと強く思っています。議会にもご迷惑をかけたと思って辞職勧告も賛成しました。辞職するかはちがった角度から対応したいと考えています。

この後、次の通り参加者と意見などが交わされました。

天野(司会) 選挙管理委員会の調査は、行政の第三者委員会です。

町民 焼却処分しました。町民 本当に処分したかどうかわからないじゃないですか。

町民 言った言わないになるので、私は畑のどこ

町民 言った言わないになるので、私は畑のどこ

町議会と町民との意見交換会

で焼却したか覚えているので説明できます。

町民 そんなの信じられるわけないでしょう。

青木 私の証言を信じていただくことしかありません。

岩本 細かく切り刻んで生活ゴミとして出ました。よって手元には一切のこっていません。

町民 なんで切り刻んで捨てたのですか。

岩本 手元にあるのが危険だと思ったからです。

自宅に泥棒でもはいってきてもっていかれたら大変ですよ。

町民 住民基本台帳の死亡者、退出者、職権削除者ですが、選挙人名簿流出よりこちらの方がはるかに重いものだと思います。普通、職員でもみてはいけないものを渡して受け取ったのですよね。

青木 議員は、「昔はこういうことはよくあった、大したことじゃない」といつていましたが、大したことですよ。

せん。選挙人名簿は、平成9、8年、それ以前は職員がコピーして民間な

んかに届けていた時代もあります。職員がコピーをして渡すといったことはOBにも確認しました

が実際にそうだったことはありました。法律改正で個人情報保護の問題が起きてからだめになった。

町民 重大な個人情報流出です。その対象者にどのように謝罪をしていくのでしょうか。

青木 この問題は刑事事件で、これから警察の調査がはいります。私も呼ばれます。私は事実をはなします。

町民 松本元町長が16年にも指示があつてやったということを言っていました。そこで青木議員は松本さんを告訴するとい

つてましたが、実際に告訴して白黒はつきりさせたいかがですか。

ね。

岩本 記事に載ったのは一番最初私が言った発言だけが切り取られており、神奈川新聞にも確認をとっています。

青木 16年の町長選挙で指示もしていなければ、接点もありません。12年から17年まで接点はほとんどありません。要求したり受け取ったりしたことは一切ありません。

町民 各議員も自分なら受け取ったらどのような行動をとっていたかとお伺いしたいです。

青木 受け取ったのは自分だけだと思って、自分さえ処分すればいいといった安易な考えがあつたのは事実です。すぐに自身を確認して返すといった行動をとるべきだった。

岩本 処分をしてしまったという行動は、軽率だったと反省をしています。

母が亡くなり直接受け取ったのかも覚えておりません。そんな状況でした。**木村** 私が受け取った場合、それを持って警察に通報するとは言わないか

などと思います。帰りなさい、ここだけの話にするからというかもしれない。

これはだめだよと言うと思います。

山下 私が違法なものを受け取ったすぐに警察に届けに行きます。法に基づいて対応していきたいと考えております。

村田 選挙の際、疑問点やわからない点があつたとき、いつも選挙管理委員会に電話して確認しています。ほかの議員に対してもおかしいことがあつた場合、直接指摘をして対処しています。

黒岩 そういうことが起きたら、きっぱりと断つてやめるべきだと、法令を遵守していないことは議員としてやるべきでないし、もしそういうことをやったらそれぞれがそれぞれの自覚で責任を持つべきだと思います。

高橋 私が直接受け取ったのは、中身を見るなり間くなりして受け取ります。問題があると判断した場合、持ってきた当人はもちろん、その上席者にこ

のような書類が届いたが、どういふことかと対応をとっていたと思います。

田中 いけないものだとわかりますよね。そうしたら誰の指示で持ってきたんだと聞きます。そこで本人にその場で直接電話します。元町長は事前に電話でこれからこういうものを持つていくんです

よと伝えているわけです。それをこの二人は知らないとか、びっくりしたとか、燃やしたとか、そこに尽きるんですね。怒りをこめてずっと聞いております。しっかりとやっていきたいと考えております。

海野 職員が書類ですと持ってきたら職員が帰ったあとでもすぐ確認します。そしてそういったものが入っていたら、まず総務課の課長にいつてなにかしらの対応をとると

思います。

天野 渡した職員とすぐに役場に行つて町長に報告します。そして警察に届けるかどうかは即答できませんが、一般質問な

どで公の場に出すと思います。

町民 辞職勧告決議で、もう一人の方に対して辞職すべきだと賛成しているというところに違和感を覚えました。その時の説明で政治倫理条例というのをつくったとき、青木議員、岩本議員も参加されていたと知りました。

町民 このリストが、もし市場に出回っていたらどうしますか。

天野(司会) 議会は捜査機関ではありませんので、意見としてお伺いして、第三者委員会にお伝えをさせていたきたいと思

います。

町民 リストは売つてないのですか。

岩本 断じてございません。

青木 私も断じてございません。

町議会と町民との意見交換会

派閥などが法令を度外視して行われてきたのかなと思います。人間の距離感が近い中で麻痺していると感じる部分を感じていました。今まで真鶴町の魅力であり温かさという部分が、裏側でこういった負の側面、リスクの側面になりうると感じました。

山下 長年の慣習が原因にあると考えています。議会として、検査、監査、調査権といった法令に基づいて対処していき、行政を監視していく立場にあると強く再認識して、職務を遂行していきたいと考えています。

村田 真鶴町を歩いてみると「大したことないから許してやってくれ」という声もいただきます。良い意味でいえばフレンドリーですが、それがなれ合いになってしまっているところが今回の原因だと思っています。なあなあにせずしっかり膿をださることが再発防止につながると考えます。

黒岩 今回の問題の本質は、町長や上層部の議員の町政の私物化だと思えます。小さいことだとか、昔からあったことだとか、それは間違いです。一部の上層部の方が引き起こしているところになってきているということではないです。きちんとその責任はそれぞれの議員としてとるべき。辞職勧告というのであれば、辞職すべきが正当ではないかと私は考えます。

高橋 色々な不祥事は、組織全体でなっていることはありえないと考えます。やるのは個人です。個人がやってはいけないことは法律なり条例なりルールで決められていることです。それを守ることしかありません。それを全議員がすれば、町の職員全員がすれば、町民皆さん全員がすれば、こういった問題は絶対に起こりません。

田中 コンプライアンスや、ガバナンスなど言われ始めてから久しく立ちました。議員の役割としてコンプライアスなどはどうなっているのか、なかなかつっこんであまり聞いたことがなかったので、今回のこのような事態はありえない事ですけども、あつてなつてしまったことなので、ここから一議員として、しっかり今のお声をしっかりと肝に銘じて、対応していきたい。また議員間での活発な議論を重ねていければなどいうことでお答えとさせていただきます。

海野 「議会は腐っている」というご意見でしたが、一部の人間がそういうことをやって、真鶴議会という言い方をされるのはちょっとと思うのです。この話は森さんが選挙に落ちたから出てきた話なんです。受け取ったのは7月です。暴露したのは10月です。これから議会としては、1000条委員会などできたら、参考人として呼んでみて話を聞いて見たいと思います。

青木 公職選挙法改正以外になにもないと思います。閲覧がよくて、昔やっていたコピーがだめだということ、閲覧を含めてダメにすることで、個人情報を守ることにつながるのではないかとこの人情報を守ることにつながらない事ではないかとこの人情報を見直すことによつて、個人情報を守ることもあるのかなという気がしています。だから公職選挙法を見直すことによつて、個人情報を守ることもあるのかなという気がしています。

岩本 自分自身の襟を正すということしかないと思います。辞職勧告というものがでるといふのは自分でもわかっていて、自分の襟を正して、信頼回復できるように頑張っていくしかないと思っています。

天野 町の執行部の方で、重要な書類は鍵をかけて、鍵のついてる金庫で管理しています。使うときは総務課長に話をしないとその鍵は開けられない。書庫に行くときは二人以上で、要件を紙にかみに書いて行く。役場はそういうに再発防止に取り組んでいます。そして人間がやることなので、しつ

かりとした管理体制でやっています。詐欺グループなどに渡ったら大変なことになります。個人情報が出たことを恐ろしさを町民の方々に知ってもらいたい。告発した人が悪い、悪いことをした人が可哀そう、そういう町民の意識も変えていかなくてはならないと思っています。

町民 尾森さんは懲戒免職で退職金もすくないことになると思う。青木議員も岩本議員も悪いことしてるんですよ。議員を続けるのであれば、議員報酬のこととかも言うべきかと思っています。この二人だけ何もないというのはおかしいと思います。

天野(司会) 司法の判断は罰金なのかどうかは議会としてはわかりません。町民 罰金とかじゃなくて自分という事です。

岩本 これから警察の捜査とか出てくると思いますが、そこで法的な責任があるのかどうか、そういった判断を委ねたいと思っています。

青木 真摯に受け止めます。これは刑事事件です。そのなかで懲役があるのか、科料があるのか、そういう制裁があるか、思いますので、そういった面もしっかり考えていきたいと思っています。

岩本 報酬は返上もいいと思っていますが、議員の報酬は受け取らなければ寄付行為になってしまう、違反行為になってしまう、やめた時には、なんらかの方法を考えたいと思います。

町民 議会は捜査権がないなら、町の方で、刑事事件として、渡した方も、渡された方も処罰が与えられるような刑事事件にするつもりがあるのかどうかお聞きしたいです。

天野(司会) 11月9日、町に再発防止策の決定、刑事告発の検討を考えてくれるよう町に申し入れをしています。行政としては新町長の元、告発するかどうかの検討をするとのことです。

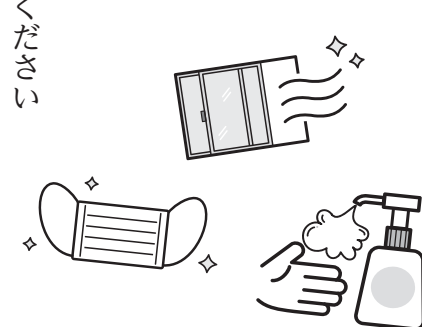


町の木「楠」

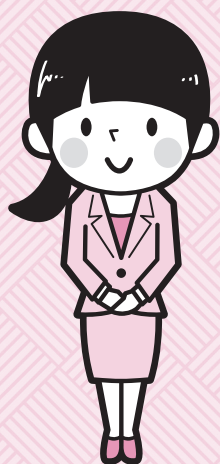


町の鳥「イソヒヨドリ」

- 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、真鶴町議会では、議会を開催するにあたり次のように対策を講じています。
- ① 傍聴人数を制限する場合があります。
 - ② 議場内はマスク着用
 - ③ 手指のアルコール消毒
 - ④ 町側の出席者を最小限にする。
 - ⑤ 一定時間ごとに換気する。
 - ⑥ 人と人との間隔を置く。



※体調の優れない方は傍聴をご遠慮ください



議会を傍聴してみませんか
次の議会は
定例会 3月1日(火)2日(水)3日(木)11日(金)
の予定です。

詳細日程は町HPで
ご確認ください

公式チャンネル真鶴町

YouTube 真鶴町

検索



真鶴町議会ホームページ
アクセスはこちらから



議会広報特別委員会

委員長
副委員長

村山 天
黒田 雅
村岩 亜
野下 知
範 美
子 樹
勇 章